



平成29年10月23日

# トラック事業者に対して行政処分を行いました

## ~ 過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった事業者へ 事業停止30日間を命令~

山口運輸支局では、山口県のトラック事業者であるコーヨー産業株式会社の宇部支店に対し、関係機関からの通報を端緒として、平成27年に2回の監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法等関係法令の違反が認められたことから、同法第33条の規定に基づき、下記のとおり、同社営業所に対し30日間の事業停止の命令等を行いましたので、お知らせします。

なお、本件については、今回の違反に関連する荷主に対しても荷主勧告制度に基づき警告書及び協力要請書を発出しています。

記

1 行政処分年月日:平成29年10月16日 (処分権者:中国運輸局長 川中 邦男)

2 事 業 者 名:コーヨー産業 株式会社 (代表取締役 苦村 雅浩)

(法人番号 9250001005411)

住 所:山口県下関市彦島西山町5丁目4番24号

処分対象営業所: 宇部支店(山口県宇部市西万倉字沖田1643番地1)

- 3 行政処分の内容
- (1) 宇部支店に係る事業停止 30日間(平成29年10月23日から同年11月21日)
- (2) 事業用自動車の使用停止 30日車(1両×30日)

(平成29年11月22日から同年12月21日)

- ・運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通省告示で定める基準を著しく遵守していなかったため、公示基準に基づき、宇部支店(配置車両数17両)を30日間の事業停止とする。
- ・上記事業停止期間終了日翌日より延べ30日間、事業用自動車1両を使用停止処分とする。
- 4 違 反 の 内 容 : 別紙のとおり
- 5 違反点数付与状況 : 33点(累積点数33点)

#### 【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室 山口運輸支局 自動車運送事業監査室

担当者: 片岡、新田 担当者: 高山、長尾

TEL:082-228-3460 TEL:083-922-5336 FAX:082-228-3452 FAX:083-923-1036

【資料配付先】JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、広島県政記者クラブ、 山口県政記者クラブ、

### 【違反の内容】

- 1. 運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。 (貨物自動車運送事業法第17条第1項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- 2. 運転者の乗務時間等基準告示なお書き(一運行の勤務時間)を遵守していなかった。 (貨物自動車運送事業法第17条第1項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- 3. 点呼を確実に実施していなかった。 (貨物自動車運送事業法第17条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)

#### 【参考】最近の事業停止処分状況(中国運輸局管内のトラック関係) ※今回の処分を除く

	事業停止 3 日間	事業停止 7日間	事業停止 10 日間	事業停止 14 日間	事業停止 30 日間	年度合計
	3 口間	/ 口[8]		14 口[8]	30 口间	
平成 25 年度	3件(1件)			3 件		6 件(1件)
平成 26 年度						0 件
平成 27 年度					3 件	3 件
平成 28 年度					3 件	3 件
平成 29 年度					3 件	3 件

表中の()は外数で、合算累積点数51点以上となった場合に3日間事業停止となる違反営業所以外の営業所を示す。